

「おもいやり駐車場」を利用される方へ

宮 崎 県

この「おもいやり駐車場」は、宮崎県が発行した「おもいやり駐車場利用証」をお持ちの方に利用していただくための駐車区画です。

利用証をお持ちの方はルームミラーなどに吊り下げて提示してください。

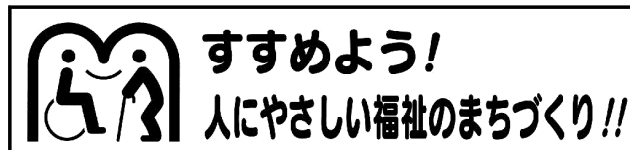
利用証をお持ちでない方で、身体障がい、知的障がい、精神障がい、高齢、難病により歩行が困難な方、妊産婦、けが等により一時的に歩行が困難な方のうち裏面に記載の交付基準に該当される方につきましては、利用証を交付しますので、お手数ですが、最寄りの窓口で申請していただきますよう、よろしく願いいたします。

詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

<問い合わせ先>

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

T e l 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 6 8



<裏面>

<おもいやり駐車場利用証 交付基準>

次の者のうち歩行困難または一時的に歩行困難と認められる者

○身体障がい者(児童を含む)

身体障害者手帳の障害等級が下表の「対象等級」に該当する者

障害区分		対象等級
視覚障害		4級以上
平衡機能障害		5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	4級以上
	体幹	3級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓、じん臓若しくは呼吸器又は膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害	心臓機能障害	4級以上
	じん臓機能障害	
	呼吸器機能障害	
	膀胱または直腸の機能障害	
	小腸機能障害	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
肝臓機能障害		

○知的障がい者

療育手帳の障害の程度欄が「A」である者

○精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級が「1級」である者

○高齢者

介護保険の要介護状態区分が「要介護2」以上である者

○難病患者(児童を含む)

特定医療費(指定難病)受給者又は特定疾患医療受給者(児童の場合は小児慢性特定疾患医療受給者)である者

○妊産婦

産前4か月～産後3か月である者

○けが人等

けが・病気により車いす、杖を使用する者等

※ 申請の際は、身体障害者手帳など確認のための書類が必要となります。

<おもいやり駐車場利用証 申請窓口>

○県の機関

障がい福祉課、各福祉子どもセンター、児湯福祉事務所、西臼杵支庁福祉課、各保健所

○協力市町村

県内全市町村に御協力いただいておりますので、全市町村で申請が可能です。